

生駒市規則第19号

生駒市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市補助金等交付規則の一部を改正する規則

生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「により」の次に「、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）、第24条に規定する規程並びに予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し」を加える。

第9条中「法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）」を「法令等」に改める。

第15条及び第16条第1項中「第13条第1項」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。